

## 就学までの流れ（手続き等）

随 時	療育相談 病院、療育相談センター等 教育相談 特別支援学校、総合教育センター、通級指導教室等	育児相談 保育所、育児相談室等
満 1 歳半～満 2 歳	1 歳 6 ヶ月児検診 《母子保健法 第12条》	
満 3 歳～満 4 歳	3 歳児検診 《母子保健法 第12条》	
満 3 歳～	特別支援学校の幼稚部入学 《法 第71条、第76条、第80条》	
小・中学校就学前の10月31日までに11月30日までに	学齢簿の作成 《令 第2条》 《規則 第31条》	
	就学時健康診断 《保法 第4条》 《保令 第1条》	
	就学指導 《保法 第5条》	
	専門家への意見聴取 《令 第18条の2》	
	<b>特別支援学校</b>	小・中学校 <b>認定就学者</b> 視覚障害者等以外の者
12月31日までに	特別支援学校への就学の通知 〔地教委 保護者、府教委〕 《令 第11条》	
1月31日までに	入学期日等の通知 〔府教委 保護者、校長、地教委〕 《令 第14条、第15条》	入学期日等の通知 〔地教委 保護者、校長〕 《令 第5条、第7条》
随 時	学齢簿の加除訂正 《令 第3条》	学齢簿の加除訂正 《令 第3条》
随 時	学校指定の変更 〔保護者 府教委〕 〔府教委 保護者、校長、地教委〕 《令 第16条》	学校指定の変更 〔保護者 地教委〕 〔地教委 保護者、校長〕 《令 第8条》
4月1日	<b>就 学</b>	
視覚障害者等になった時		障害該当通知 〔校長 地教委〕 〔地教委 府教委〕 《令 第12条》 特別支援学校への就学の通知又は認定就学者の入学期日等の通知
視覚障害者等ではなくなった時	障害消失通知 〔校長 府教委〕 〔府教委 地教委〕 《令 第6条の2》 入学期日等の通知へ	障害消失通知 〔校長 地教委〕 《令 第6条の4》
認定就学者になった時	認定就学者の通知 〔校長 府教委 地教委〕 《令 第6条の3》 認定就学者の入学期日等の通知	
認定就学者ではなくなった時		認定就学消失通知 〔校長 地教委〕 《令 第12条の2》 特別支援学校への就学の通知

就学後に行う「特別支援学校への就学の通知」及び「入学期日の通知」は速やかに行うものとなっています。

（注） 法...学校教育法 令...学校教育法施行令 規則...学校教育法施行規則 保法...学校保健法  
保令...学校保健法施行令 府教委...京都府教育委員会 地教委...市町村教育委員会